

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、その  
翌日)

## 目 次

### ◇ 条 例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例  
敬老年金助成条例の一部を改正する条例

### ◇ 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例  
古物営業及び質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則の一部を改正する規則

## 条 例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第三十二号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「「改正後の年金条例」」を「「年金条例」」に改め、附則第三項中「改正後の年金条例」を「第一条の規定による改正後の年金条例」に改め、附則に次の二項を加える。

4 昭和五十六年六月分以降の月分の年金条例第十八条ノ三の規定による通算退職年金の給付については、同条第二項第一号中「四十九万二千円」とあるのは、「五十三万三千七百七十六円」と読み替えて、年金条例の規定を適用する。

5 前項の場合において、年金条例の規定により算出して得た通算退職年金の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて通算退職年金の年額とする。

(恩給の年額の昭和五十六年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和五十六年改定に関する条例(昭和五十六年七月鳥取県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

6 県吏員等に給する通算退職年金及び県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和五十六年六月分以降、その年額を、第一項第一号中「四十九万二千円」とあるのは、「五十三万三千七百七十六円」と読み替えて、前各項の規定に準じて算定した額に改定する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の規定及び改正後の恩給の年額の昭和五十六年改定に関する条例の規定は、昭和五十六年六月一日から適用する。

敬老年金助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十三号

敬老年金助成条例の一部を改正する条例

第一条 敬老年金助成条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第六十六条第二項（）の下に「これらの規定を」を、「老齢特別給付金を含む。」の下に「以下同じ。」を、「停止されている者」の下に「（同法第七十九条の二第六項において準用する同法第六十

六条第二項の規定により福祉年金の一部の支給が停止されている者を除く。）」を加える。

第二条 敬老年金助成条例の一部を次のように改正する。

第三条中「第七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五項」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

五十五年

末恒第十二

鳥取市美

萩野二丁目

三六

を

五十五年

東浜第七

鳥取市浜坂

五十五年

末恒第十二

鳥取市美萩野二丁目

二四	三六
----	----

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十五号

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等取締法施行条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の表中「一〇、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「六〇〇円」を「七〇〇円」に、「五〇〇円」を「七〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、五〇〇円」に改める。

〇円」を「二、五〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和五十六年十月二十日から施行する。
- 2 この条例の施行前に許可等の申請がなされたものに係る手数料については、改正後の風俗営業等取締法施行条例第十三条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規 則

古物営業及び質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十九号

古物営業及び質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則の一部を改正する規則

古物営業及び質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則（昭和五十三年十月鳥取県規則第六十号）の一部を次のように改正する。  
本則の表を次のように改める。

<p>質屋営業</p>	<p>古物営業</p>
<p>一 許可証交付手数料 二 許可証書換え手数料 イ 営業所の移転、管理者の新設若しくは変更、法定代理人の変更又は法人の代表者の変更に係るもの ロ イに掲げるもの以外のもの 三 許可証再交付手数料</p>	<p>一 許可証交付手数料 イ 古物商又は市場主の許可に係るもの ロ 行商の許可に係るもの ハ 競り売りの許可に係るもの 二 許可証更新手数料 三 許可証書換え手数料 イ 管理者の新設若しくは変更、法定代理人の変更又は法人の代表者の変更に係るもの ロ イに掲げるもの以外のもの 四 許可証再交付手数料</p>
<p>二千五百円 五百円 七百元</p>	<p>八千五百円 二千円 千二百円 千円 二千五百円 五百円 七百元</p>

附 則

- 1 この規則は、昭和五十六年十月二十日から施行する。
- 2 この規則の施行前に許可等の申請がなされたものに係る手数料については、改正後の古物営業及び質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む)】